

## 奈良県ベトナム大学生インターン招聘事業補助金 Q & A

	質問項目	回答
Q1	宿泊場所はどのような施設が対象となりますか。	<p>①補助対象者が契約した、家具及び家電等が備え付けられている、短期の定期借家契約により使用させる施設（マンスリーマンション等）</p> <p>②補助対象者が借り上げている社宅又は寮で、家具及び家電等が備え付けられている施設</p> <p>③補助対象者が契約した、ホテル又は旅館で、家具及び家電等が備え付けられている施設</p>
Q2	宿泊場所には家具や家電など生活できる環境の整備は必要ですか。	家具、家電などの備え付けが無い施設の場合、企業負担により環境整備が必要です。
Q3	宿泊場所は県外でも可能ですか。	不可です。
Q4	滞在費は日ごとに支給金額を変更することは可能ですか。	不可です。
Q5	滞在費を支給する場合、どのような手段がありますか。	原則として、現金支給としてください。
Q6	補助対象期間は具体的にいつからいつまでですか。	2025年10月26日（日）から12月20日（土）までです。 なお、10月26日～29日、12月19日～20日の計4泊については、奈良県がインターン生に対し宿泊場所を提供しますので、宿泊場所の提供に関する補助については補助対象外です。
Q7	インターン生が体調不良等でインターンシップを欠席した場合、滞在費は補助されますか。	体調不良等で欠席した場合でも、受入企業が滞在費の支給を行った場合、補助されます。
Q8	実績報告時にどのような書類の提出が必要ですか。	<p>①実績報告書</p> <p>②インターンシップに係る受入報告書</p> <p>③宿泊場所の提供に要した経費の金額が分かる書類</p> <p>④宿泊場所をインターン生に提供したことが分かる書類</p> <p>⑤滞在費をインターン生に支給したことが分かる書類</p>
Q9	インターン生がやむをえない事情等で事業実施期間中に帰国した場合、補助金は支給されますか。	インターン生が帰国するまでの実施分について支給します。その日までの実績報告書を提出してください。

Q10

宿泊場所の「家具や家電等」の範囲は。

○家具

寝具（ベッド、敷き布団、かけ布団、枕等）、ソファ又は椅子、テーブル又はデスク、クローゼット又は衣料用の棚、カーテン、照明器具

○家電

コンロ（IH又はガス）、冷蔵庫、エアコン、電子レンジ、電気ポット、洗濯機、掃除機（掃除用具があれば代用可）

○その他備品

洗濯物干し、調理器具一式（フライパン、鍋、まな板、包丁等）、食器一式（コップ、皿、フォーク、スプーン、ナイフ、はし等）

※1 ホテル又は旅館に宿泊させ、持ち込み不可の家具・家電等がある場合はご相談ください。

※2 光熱水費は、企業負担とします。Wi-Fi環境はインターネット生の希望に応じて整備し、企業負担とします。

※3 実績報告時の提出書類である「宿泊場所の概要」資料に「家具・家電等が備え付けられています（備え付けました）」旨と、上記品目を記載してください。写真や見積書等の提出は不要です。